

## ○警察歯科医嘱託運営要領の改正について

平成25年7月25日  
大通達甲(刑)第5号  
大分県警察本部長から  
刑事部鑑識課長、各警  
察署長宛て

### 警察歯科医嘱託運営要領の改正について(通達)

警察歯科医の嘱託、運営等については、「警察歯科医嘱託運営要領の制定について」(昭和59年3月21日付け大例規(鑑識)第6号)により実施しているところであるが、今後予想される大規模災害等が発生した場合における警察歯科医の協力体制を確保するため、同要領を別添のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

(鑑識課企画・指導係)

別添

### 警察歯科医嘱託運営要領

#### 1 趣旨

この要領は、事件、事故、災害等の発生に際し、歯科医師の協力を得て検視、鑑定、死体の身元確認等を行うため、警察歯科医の嘱託、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 警察歯科医の定義

この要領において「警察歯科医」とは、後記3に掲げる業務に関し、警察に対する協力を得ることを目的として、警察本部長(以下「本部長」という。)が嘱託した歯科医師をいう。

#### 3 協力を得る業務

警察歯科医に協力を得る業務は、次のとおりとする。

- (1) 法歯学を利用した検視、鑑定等の捜査に関すること。
- (2) 法歯学を利用した死体の身元確認に関すること。
- (3) 警察職員に対する法歯学知識の研修に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認める事項

#### 4 嘱託手続

##### (1) 新規嘱託に係る推薦

警察署長(以下「署長」という。)は、次の要件を満たす歯科医師のうち、当該歯科医師の所属する歯科医師会長の意見を聞き、適任と認めるものについて、警察歯科医嘱託推薦書(第1号様式)により、刑事部鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)を經由

して本部長に推薦するものとする。

ア 自所属の管轄区域内において歯科診療所を開業し、又は歯科医師として勤務している者であること。

イ 警察活動に理解が深く、積極的な協力が期待できる者であること。

## (2) 再嘱託に係る推薦

署長は、任期を終えた警察歯科医について、再嘱託する必要があると認める場合は、警察歯科医再嘱託推薦書（第2号様式）により、鑑識課長を経由して本部長に推薦するものとする。

## (3) 嘱託の決定

本部長は、前記(1)又は(2)により推薦を受けた警察歯科医の候補者について、適任と認める場合は、嘱託状（第3号様式）を交付して、当該推薦に係る歯科医師を警察歯科医に嘱託するものとする。この場合において、当該嘱託が再嘱託であるときは、新たに嘱託状を交付しないものとする。

## 5 任期

警察歯科医の任期は、2年間とする。ただし、再嘱託を妨げない。

## 6 協力要請

警察歯科医への協力要請は、署長が鑑識課長と協議の上行うものとする。ただし、大規模災害等が発生し、同時に多数の検視、鑑定又は死体の身元確認を行う必要がある場合その他特に必要があると認める場合は、本部長が鑑識課長を通じて警察歯科医に対し、協力を要請するものとする。

## 7 解嘱手続

### (1) 解嘱の上申

署長は、警察歯科医が辞意を表明した場合又は死亡、疾病その他相当な事由があると認めた場合は、警察歯科医解嘱上申書（第4号様式）により、鑑識課長を経由して本部長に警察歯科医の解嘱を上申するものとする。

### (2) 解嘱の決定

本部長は、前記(1)による上申を受けた場合は、解嘱通知書（第5号様式）を交付して、当該上申に係る警察歯科医を解嘱するものとする。

## 8 名簿の備付け

鑑識課長は、警察歯科医が嘱託されたとき、任期を終えたとき又は解嘱されたときは、警察歯科医名簿（第6号様式）を整理するものとする。

## 9 謝金

警察歯科医に対し協力を要請した場合における謝金の支払手続等については、鑑識課長が別に定める。

## 10 運用上の留意事項

### (1) 協力関係の保持

署長は、警察歯科医と常に緊密な連携を図り、警察活動に対する協力関係の保持に努

めるものとする。

(2) 保秘の徹底

署長は、警察歯科医が本業務を通じて知り得た秘密を他に漏らすことのないよう配慮すること。

附 則

この要領は、平成25年7月25日から施行する。

第1号様式

第 号 年 月 日	
大分県警察本部長 殿	
警察署長	
警 察 歯 科 医 嘱 託 推 薦 書	
住 所 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
病 院 名 又 は 診 療 所 名	
最 終 出 身 校	
医 師 免 許 取 得 年 月 日	年 月 日
略 歴	
素 性 行 格	
そ の 他	

第2号様式

第 号 年 月 日	
大分県警察本部長 殿	
警察署長	
警 察 歯 科 医 再 嘱 託 推 薦 書	
住 所 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
嘱 託 年 月 日	年 月 日
再 嘱 託 の 理 由	

第 号

嘱 託 状

殿

あなたを、警察歯科医に嘱託します。

年 月 日

大分県警察本部長 印

第4号様式

第 号 年 月 日	
大分県警察本部長 殿	
警察署長	
警 察 歯 科 医 解 嘱 上 申 書	
住 所 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
嘱託年月日	年 月 日
病院名又は 診療所名	
解嘱の理由	

解 嘱 通 知 書

殿

警察歯科医を解嘱します。

年 月 日

大分県警察本部長 印



## 警 察 歯 科 医 名 簿

	嘱託番号	
推薦警察署		
住 所		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
病院名又は診療所名		
出身校		
医師免許 取得年月日	年 月 日	
嘱託年月日	年 月 日	
再嘱託年月日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
解嘱年月日	年 月 日	
備 考		